

介護保険住所地特例（適用・変更・終了）届について

【届出方法】

介護保険課窓口へ提出してください。

■提出できる人

本人または家族

※居宅介護支援事業所や介護保険施設に届出の依頼をしてもらうこともできます。

■提出に必要なもの

① 来庁者の身元確認書類

(1点確認) 運転免許証、パスポートなど写真入りのもの
(2点確認) 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、
公共料金の領収書など

② 本人の公的身分証明書(写し可)、委任状、成年後見に伴う登記事項証明書のいずれか1点

※来庁者が本人の場合は不要です。

(本人の公的身分証明書の例)
健康保険証、パスポート、障害者手帳など

③ マイナンバー(個人番号)確認書類(写し可)

通知カード、個人番号カード、住民票の写し(マイナンバー入り)

※異動先の住所で被保険者が世帯主とならない場合につきましては、世帯主の②③が必要となりますのでご注意ください。

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用が開始されます。

介護保険事務に利用するため、申請書へのマイナンバーの記入及び通知カードなどの提示が必要になります。

ただし、申請時に「マイナンバー確認書類」の提示が困難である場合は、市職員が住民基本台帳からマイナンバーを取得することが認められていますので、マイナンバーの記入がなくても申請は受け付けます。

「マイナンバー確認書類」の提示が可能な場合のみマイナンバーを記入してください。

川口市役所 介護保険課 保険係 電話 048-259-7295
給付係 電話 048-259-7296
認定係 電話 048-259-7294

ホームページアドレス <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>